

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 60 年 7 月 8 日から平成 3 年 4 月 15 日まで、A 社及び B 社に継続して勤務していたが、年金記録によると、昭和 62 年 4 月 16 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に B 社における被保険者資格を取得しており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間及びその前後の期間において、雇用形態及び従事業務に変更は無かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B 社の事業主及び当時の事務担当者の供述により、申立人は、申立期間において申立てに係る関連事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社の事業主は、「父が C 業を経営しており、その後は兄と私が事業を継いだ。当初、私が経営する店舗の従業員は兄の会社である A 社において厚生年金保険を適用させていた。その後、時期は覚えていないものの、自身の会社において厚生年金保険を適用させることになった。当時の資料が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは覚えていない。」と供述しているところ、オンライン記録及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人及び当時の事務担当者のほか、他の同僚 16 人は、申立人と同様に、A 社における被保険者資格を昭和 62 年 4 月 16 日に喪失し、その後、B 社が同保険の適用事業所に該当した同年 7 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間当時、A社及びB社における社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、「当時の資料が残っていないが、申立期間当時、B社の従業員について、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。しかし、手続上の理由から、2か月から3か月程度の期間、B社が同保険の新規適用事業所となるのが遅れた。社会保険事務所（当時）には、同社の当時の事務担当者が同行しており、当時の状況は全て把握していたはずである。」と供述している。

さらに、当時の事務担当者は、「一度か二度、社会保険労務士と共に、賃金台帳やタイムカード等を持参して社会保険事務所に赴いた記憶があるものの、日時等その具体的な記憶はない。申立期間に係る厚生年金保険料を従業員の給与から控除したか否かの具体的な記憶もない。」と供述している。

加えて、前述の事業主及び当時の事務担当者を除く同僚16人のうち10人から回答が得られたものの、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。